

令和 8 年度版

商工業振興・雇用促進のための 各種支援事業の概要



魚 沼 市

問い合わせ・申請先 産業経済部 商工課

電話 025-792-9753

E-mail shoko@city.uonuma.lg.jp

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所

目 次

新規起業・事業承継		
新規創業支援事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 3 -
事業承継促進事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 4 -
産業活性化		
企業魅力発信・認知度向上促進事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 5 -
産業振興推進条例（固定資産税免除）	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 6 -
産業立地促進特例補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 7 -
エネルギー・環境保全対策施設導入事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 8 -
雪冷熱利活用施設導入事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	- 9 -
中小企業等経営強化法（固定資産税軽減）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-10-
産業拠点強化による市税特例（固定資産税軽減）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-11-
雇 用		
働きやすい職場環境づくり支援事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-12-
中小企業等人材育成支援事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-13-
U・Iターン正規雇用促進事業補助金【令和6年度で新規申請受付終了】	・・・・・・・・	-14-
奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-15-
家賃等支援制度導入企業サポート補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-16-
男性の育児休業取得促進奨励金（企画政策課）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-17-
中小企業外国人材受入支援事業補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-18-
【個人向け】	ふるさと定住就職奨励金	・・・・・・・・・・・・・・・・ -19-
	ふるさと定住就職者家賃補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・ -20-
	定住促進奨学金返還支援補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・ -21-
商業活性化		
がんばる地元のお店支援事業補助金（販売促進事業）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-22-
がんばる地元のお店支援事業補助金（店舗リフォーム事業）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-23-
がんばる地元のお店支援事業補助金（商業基盤整備事業）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-24-
小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金（出店者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-25-
小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金（物件所有者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-26-
資 金		
創業支援資金利子補給	・・・・・・・・・・・・・・・・	-27-
小規模事業者経営改善資金利子補給金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-28-
中小企業景気対策特別支援資金	・・・・・・・・・・・・・・・・	-29-
中小企業信用保証料補給	・・・・・・・・・・・・・・・・	-30-
その他		
骨髄等移植ドナー助成（健康増進課）	・・・・・・・・・・・・・・・・	-31-

国・県等各種支援制度につきましては下記取扱機関にお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

○ **事業拡大・新分野進出のための支援**

新潟県産業労働部産業立地課 (025 - 285 - 5511 (代表))

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/>

(公財) にいがた産業創造機構 (025 - 246 - 0025 (代表)) <https://www.nico.or.jp/>

(一社) 新潟県発明協会 (025-211-3722) <https://www.niigata-i-cube.com/>

○ **雇用の安定のための支援**

ハローワーク南魚沼 (025 - 772 - 3157)

<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/list/minamiuonuma.html>

ハローワークこいで (025 - 792 - 8609)

<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/list/minamiuonuma/ugtjgo.html>

新潟労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/top_page.html

○ **企業進出・立地のための支援**

南魚沼地域振興局県税部 (025 - 772 - 2660)

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/minamiuonuma_kenzei/

新潟県産業労働部産業立地課 (025 - 285 - 5511 (代表))

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/>

日本政策金融公庫長岡支店 (0570-020295)

<https://www.jfc.go.jp/>

新規創業支援事業補助金

○事業概要

新規創業しようとする人を対象に、専門家による創業塾や個別指導を通して創業計画書の作成を支援し、事業開始に必要な経費の一部を補助する、伴走型の支援制度です。

創業後間もない事業者に対し、広告宣伝に要する経費の一部を補助し、販路の開拓の取組を応援します。



○主な要件

<新規創業しようとする者>

- ・専門家の指導を受けながら、新たに創業する人
対象業種の例

建設業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、

金融業・保険業の一部、不動産業・物品賃貸業、娯楽業の一部、サービス業

<創業後間もない者>

令和7年3月31日までに創業した事業者

○補助対象経費等

区分	新規創業しようとする者	創業後間もない者
対象経費	機械設備等の購入・改良・借用・修繕費、増改築費、車輛購入費、賃借料、広告宣伝費 など	広告宣伝費 例：チラシ等の印刷費
補助率	2分の1	3分の1
上限額	商業地域での創業 60万円 (特定創業支援等事業を受けた者は100万円) 商業地域以外での創業 30万円 (特定創業支援等事業を受けた者は50万円)	3万円 (3年間の間、年に1度に限る)

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 9592】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/109592.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 創業・事業承継支援 > 新規創業支援事業補助金

事業承継促進事業補助金

○事業概要

中小企業者の事業承継を支援します。



○主な要件

- ・市内の中小事業者であること
- ・継承する事業者の代表者が65歳未満であること

○補助対象経費

初期診断料、課題分析費、コンサルティング料、企業価値及び譲渡価格算定費
企業概要書や承継計画の作成費、M&A 仲介料 サイン変更費、広告宣伝費 など
ただし、専門家の顧問料、訴訟費用、税金などは除きます。

○補助率等

補助率 2 分の 1 上限 50 万円

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 12222】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1012222.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 創業・事業承継支援 > 事業承継促進事業補助金

企業魅力発信・認知度向上促進事業補助金

○事業概要

事業者の様々な魅力を発信し、認知度向上を図る取組を支援します。

○主な補助対象者の要件

- ・市内の中小企業や団体であること
- ・今後も市内にて事業を継続する意思があること
- ・経営状況や事業効果の確認など市の調査等に協力を約束できること

○補助対象経費の例

外部委託によるホームページの新設・改修費、ドメイン新規取得費
ただし、ハード・ソフトウェア、コンテンツ、サーバー費用は除く

外部委託による動画制作費

ただし、カメラ、PC等のハードウェアや動画編集ソフトの費用は除く

展示会等への出展費（小間料、物品レンタル料、広告費、輸送料など）
海外展示会の場合は旅費や通訳に要する経費なども対象

【団体向け】展示会・職場体験等の開催費

借上料、設営費、広告費、印刷費、保険料、運搬費、講師謝金など

○補助率等

…………… 補助率 3 分の 1 上限 20 万円

…………… 補助率 2 分の 1 上限 20 万円（ 海外の展示会は 30 万円 ）

【団体向け】… 補助率 2 分の 1 上限 100 万円

は、一補助対象者当たりの、一会計年度に 2 回まで申請可。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 12184】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1012184.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから

支援制度 > 企業支援 > 企業魅力発信・認知度向上促進事業補助金

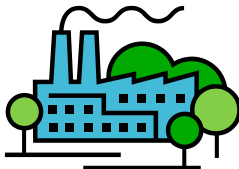
産業振興推進条例による支援（固定資産税の免除）

○ 事業概要

特定の地域内で取得した工場や設備に係る固定資産税を3年間免除します。

○ 対象事業等

過疎法適用

対象業種	(1) 製造業 (2) 旅館業 (3) 農林水産物等販売業 (4) 情報サービス業等	
対象資産	製造業の場合 製造に供する土地、建物及び附属設備、機械及び装置	
適用要件	地域社会の発展に寄与すること 市の土地利用計画等に適合すること 取得価額の合計が以下の額以上であること 製造業の場合 個人事業主又は資本金5,000万円以下 500万円 資本金5,000万円～1億円　1,000万円 資本金1億円以上　2,000万円	

地域未来投資促進法適用

国の確認を受けた地域経済牽引事業を行う事業者

免税対象：地域経済牽引事業計画に供する「土地、建物及び附属設備、構築物」

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID：2330】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2330.html>】



魚沼市ホームページ > くらし・行政 > 産業・ビジネス > 商工業 >
 起業支援 > 新たに取得する工場や設備の固定資産税を3年間免除します。

産業立地促進特例補助金

○事業概要

特定の地域内で取得した工場や設備に係る固定資産税支払額を4年間補助します。

○要件

対象地	水の郷工業団地
適用要件	減価償却資産の取得価額の総額が10億円を超えること 水の郷工業団地内に2ヘクタール以上の用地を所有していること 補助金の交付年度の税納期において雇用が10人以上増加し、かつ市内事業所全体でも10人以上の増加があること。

○補助内容

交付額：固定資産税の納税額の3分の1に相当する額

限度額：5,000万円

詳しい内容は、商工課までお問合せください。

エネルギー・環境保全対策施設導入事業補助金

○事業概要

エネルギー対策に要する設備建設に要する経費の一部について補助します。

○対象事業等

対象事業	工業団地に立地する２者以上の参画・合意により実施される事業 電気や熱等を供給するエネルギー対策に資する事業 低炭素・資源循環社会に貢献する環境保全対策に資する事業
適用要件	工業団地に新設又は増設される設備等であること 補助金交付年度の前年度に事業計画の確認を受けること 設備等の取得費用の総額が２億円を超えること
対象設備	建物及び付属設備、構築物、機械及び装置、船舶及び航空機、 車輛及び運搬具、工具・器具・備品

工業団地：水の郷工業団地、小出南部工業団地、上原工業団地、
細野工業団地、品袋地区

○補助内容

交付額：補助対象事業費の５分の１

限度額：１億円

詳しい内容は、商工課までお問合せください。

雪冷熱利活用施設導入事業補助金

○事業概要

雪室等建設に要する経費の一部について補助します

○対象事業等

補助 対象者	市内に事業所を有する法人等(見込含む。)の組織であること 市税を滞納していないこと 市の施策推進に協力し、かつ、市の事務事業の遂行に対して障害となる活動を行っていないこと
対象経費	雪室建屋の建設工事に要する経費(ただし、土地造成、整地及び地盤改良経費は含まない) 設備は雪冷熱利用に直接的に必要な機械設備及び制御盤等の設置に要する経費

○補助内容

交付額：補助対象事業費の3分の1

(国県等補助の場合は、当該補助金を引いた事業費の2分の1)

限度額：3,000万円

○その他

事業実施年度の前年の11月30日までに事業計画の確認を受けること

詳しい内容は、商工課までお問合せください。

中小企業等経営強化法に基づく支援

○事業概要

事業者の労働生産性の向上を図るため、新たに取得した生産性の高い設備に係る固定資産税の課税標準額を軽減します。

○対象要件等

- ・ 中小企業者であること
- ・ 魚沼市から「先端設備等導入計画」の認定を受けること
- ・ 賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明すること

「先端設備等導入計画」の要件

- ・ 労働生産性（利益等/労働時間）が年平均3%以上向上すること
- ・ 認定経営革新等支援機関の事前確認があること

○固定資産性の軽減

- ・ 対象の減価償却資産

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備

- ・ 軽減措置

○賃上げ率1.5%以上

課税標準を3年間に限り、2分の1に軽減

○賃上げ率3.0%以上

課税標準を5年間に限り、4分の1に軽減



申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID：12409】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1012409.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから

支援制度 > 企業支援 >

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について

産業拠点強化による市税特例（固定資産税減税）

○事業概要

本社機能の新設又は増設に対し、市税(固定資産税)を減免します。

○減免対象事業等

対 象 事 業	移転型事業（東京一極集中の是正・地方移転の促進） ・東京23区にある本社機能を市内に移転 1年目 10分の1、 2年目 4分の1、 3年目 4分の2（軽減税率） 拡充型事業 ・事務所・研究所・研修所などを整備 ・東京23区外の本社機能等の移転 1年目 10分の1、 2年目 3分の1、 3年目 3分の2（軽減税率）
対象者	事前に知事から本社機能移転計画の認定を受けていること。
減 免 期 間	・知事認定から2年以内に設備を新増設していること。 ・特別償却設備の取得価額3,800万円（中小企業1,900万円）以上であること
減 免 対 象 施 設	・本社機能 ・研究所 ・研修所 ・調査、企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理の部門 

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID：2333】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2333.html>】



魚沼市ホームページ > くらし・行政 > 産業・ビジネス > 商工業 > 企業誘致 > 魚沼市内への本社機能等の移転等支援（減税）

働きやすい職場環境づくり推進事業補助金

○事業概要

職場環境の整備に取り組む市内事業者に対し、費用の一部を補助します。

○主な補助対象の要件

- ・市内に本社、主たる事業所又は工場等を有すること
- ・代表者を除く従業員の数が3人以上であること
- ・市内において従業員が常時2人以上勤務する場所を有すること



○補助対象事業等

- ・補助率 2分の1・補助対象経費及び補助上限額

事業区分	補助対象経費	補助上限
施設整備	・男女別利用を目的とした従業員用の休憩室や更衣室、トイレの新設又は改修、バリアフリー化に要する費用	10万円 (20万円)
制度整備	・就業規則等の作成または変更のために必要な行政書士又は社会保険労務士に対する報酬等	5万円 (10万円)
研修会等開催	・職場環境の向上や人材育成を目的とした研修会等の実施のための外部講師の謝金等	5万円 (10万円)
職場環境PR	・働き方改革に関する各種認定を受けるために必要な行政書士又は社会保険労務士に対する報酬等	5万円
デジタル活用	・業務効率化及び長時間労働抑制を目的としたシステム又はソフトウェア導入等に係る費用	10万円 (20万円)

働き方改革認定等企業の場合は、補助上限の割り増しあり（上表のカッコ内）

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：12182】

【<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1012182.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 働きやすい職場環境づくり推進事業補助金

中小企業等人材育成支援事業補助金

○事業概要

市内中小事業者等に対し、業務に必要な研修及び講座等の受講又は資格、免許、検定の取得を支援します。

○主な補助要件

- (1) 同様の補助事業内容で国県など他団体の補助金を受けていないこと
- (2) 市が行う雇用対策、各種セミナー、UI ターンを含む就職支援等の取組や調査に協力できること
- (3) 市税に滞納がないこと



○補助対象事業

対象事業	業務に必要な研修及び講座等の受講又は資格、免許、検定の取得であって、役員又は従業員に実施させるもの
対象経費	受講料、研修機関施設の宿泊料 受験料及び登録料
上 限	補助対象事業1件ごとに5万円まで (一事業者ごとに一年度当たり10万円まで)
補 助 率	従業員数20人以上の市内事業者 2分の1 従業員数20人以下(サービス業は5人以下)の小規模企業者 3分の2

【対象外となる事業】

- ・道路交通法第85条第1項に規定する普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許の取得
- ・特別教育又は安全衛生教育の受講
- ・パソコン、語学及び一般教養等の講座

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 2340】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/2340.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 中小企業等人材育成支援事業補助金

U・I ターン正規雇用促進事業補助金

○ 事業概要

正規雇用する U・I ターン者の給料の一部を支援します。

新規申請は令和 6 年度末で受付を終了しています。

令和 7 年度以降は継続申請のみの取り扱いとなります。

○ 補助対象者

- (1) 市内事業者（市外に支店等があり、市外転勤のある事業者は対象外）
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、U・I ターン者を正規雇用していること
- (3) 従業員の給与の引き上げ等、処遇改善に取り組んでいること

○ 対象となる経費

魚沼市に住民登録をし、正規雇用された U・I ターン者に支払った給料

○ 補助金額

- ・ 1 人につき月額 3 万円
- ・ 1 事業者あたり 1 年度につき上限 50 人分

補助金の交付対象期間は、交付決定の日から 36 月(3 年間)です。
毎年度申請が必要です。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 2337】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/2337.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > U・I ターン正規雇用促進事業補助金

奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金

○事業概要

市内中小企業者の福利厚生（従業員の奨学金返還支援）の充実を図り、採用活動や人員定着の取組を支援します。

○補助対象者の主な要件

市内に本社、主たる事業所又は工場等を有する中小企業者であること

○支援対象従業員の主な要件

- (1) 30歳未満であり、雇用期間の定めのない雇用契約を締結していること
- (2) 専ら魚沼市内の事業所で勤務していること

○対象経費

雇用する従業者に周知している就業規則や賃金規程など明文化された制度に基づき、支援対象従業者に給付または負担した以下の経費

1. 奨学金返還のための費用として給付した額（実際に返還した額を上限）
2. 代理返還した奨学金の額

○補助金額

- ・補助率 対象経費の2分の1
- ・補助上限 支援対象従業者1人当たり年間上限12万円

○補助金算定期間と申請(兼実績報告)の期限期間

区 分	補助対象経費の算定期間	交付申請及び実績報告の期限
前 期 分	令和8年1月1日から令和8年6月30日まで	令和8年8月31日
後 期 分	令和8年7月1日から令和8年12月31日まで	令和9年2月28日

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：21104】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1021104.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 奨学金返還支援制度導入企業サポート補助金

家賃等支援制度導入企業サポート補助金

○事業概要

市内中小企業者の福利厚生（従業員の家賃支援、社宅借り上げによる支援）の充実を図り、採用活動や人員定着の取組を支援します。

○補助対象者の主な要件

市内に本社、主たる事業所又は工場等を有する中小企業者であること

○支援対象従業員の主な要件

- (1) 40歳未満であり、雇用期間の定めのない雇用契約を締結していること
- (2) 魚沼市内に居住し、専ら魚沼市内の事業所で勤務していること

○対象経費

雇用する従業員に周知している就業規則や賃金規程など明文化された制度に基づき、支援対象従業員に給付または負担した以下の経費

1. 民間の賃貸契約にかかる家賃補助費用
2. 社宅の借り上げ費用

○補助金額

- ・補助率 対象経費の3分の1（2分の1）
- ・補助上限 支援対象従業員1人当たり年間上限6万円（12万円）
働き方改革認定等企業は、補助率及び補助上限の割り増しあり

○補助金算定期間と申請(兼実績報告)の期限期間

区 分	補助対象経費の算定期間	交付申請及び実績報告の期限
前 期 分	令和8年1月1日から令和8年6月30日まで	令和8年8月31日
後 期 分	令和8年7月1日から令和8年12月31日まで	令和9年2月28日

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：21377】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1021377.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 家賃等支援制度導入企業サポート補助金

男性の育児休業取得促進奨励金（企画政策課）

○事業概要

市内の事業所が男性労働者に育児休業を取得させた場合及び市内在住の男性労働者が育児休業を取得した場合に、要件を満たした事業主及び男性労働者に対し奨励金を交付します。

○補助対象と交付額

(1)事業主：5万円（1年度につき1回）

(2)男性労働者：5万円（1子につき1回） 多胎児の場合も1回とみなします

○主な交付要件

(1)事業主

- ・市内に主たる営業所を有する事業主
- ・就業規則等で育児休業制度を設けていること
- ・下記(2)に当てはまる男性労働者を雇用していること

(2)男性労働者

- ・市内在住であり、育児休業終了後においても2年以上継続して居住する意思があること
- ・2歳までの子の養育のため、連続した14日以上育児休業を取得し、職場復帰から1か月以上勤務していること



○お問い合わせ先

魚沼市 総務政策部 企画政策課（025-792-1425）

新潟県制度のお知らせ

新潟県の制度である「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定（ゴールド）」を取得した企業等は、県の助成金制度の対象にもなります。

詳しくは、新潟県のホームページをご覧ください。

【URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html>】



申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：11545】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/mamenko/1011545.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから

支援制度 > 就職・働く人への支援 >

男性の育児休業取得促進奨励金（企画政策課）>

男性の育児休業取得促進奨励金（ページ内リンクをクリック）

中小企業外国人材受入支援事業補助金

○事業概要

市内中小企業者に対し、外国人労働者の受入れ及び定着を支援することで、労働力の確保と多様な人材の活躍による市内産業の活性化を図ります。

○補助対象者の主な要件

市内に本社、主たる事業所又は工場等を有する中小企業者であること

○対象となる「外国人材」の要件

外国人労働者のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

- ・在留資格が技能実習、特定技能又は技術・人文知識・国際業務である者
- ・従事する業務が農業又は介護でない者
- ・市内中小企業者が直接雇用する者
- ・専ら市内事業所に就労する者
- ・常用労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上である者)

○補助金額 1事業者当たり上限 2,000,000円/年

補助区分	補助金の算定基礎となる外国人材	補助金の額
新規受入割	令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間において新たに受入れを開始した外国人材	1人につき、15万円
キャリアアップ受入割	令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間において以前とは異なる在留資格に基づき、同一の市内事業所で受入れを開始した外国人材(以下のいずれかに該当する場合に限る) ・技能実習 → 特定技能 ・技能実習 → 技術・人文・国際業務 ・特定技能 → 技術・人文・国際業務	1人につき、20万円
定着実績割	令和8年12月31日において雇用している者のうち、同一の市内事業所における通算雇用期間が4年を超える外国人材	1人につき、5万円

○申請期限・実績報告期限

申請期限：令和8年8月31日

実績報告期限：令和9年2月28日

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：29887】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1029887.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから

支援制度 > 企業支援 > 中小企業外国人材受入支援事業補助金

ふるさと定住就職奨励金

市内企業に就職または市内で開業する個人を対象とした支援です。

○事業概要

U・Iターン者、新規学卒者が、市内に居住し、市内事業者就職または市内で開業した場合に、奨励金を交付します。

ふるさと定住促進就職者家賃補助金とは重複申請できません。

市外転勤のある事業所の場合、申請できません。

○補助対象者

[U・Iターン者]

- (1) 転入日の前後1年以内に、市内事業所に正社員として就職または個人事業主として開業した
- (2) 就職または開業してから6か月働き続けている
- (3) 就職または開業した時点の年齢が50歳未満
- (4) 魚沼市にずっと（少なくとも5年以上）定住する意思がある

[新規学卒者]

- (1) 学校を卒業してすぐに、市内事業所に正社員として就職または個人事業主として開業した
- (2) 就職または開業してから6か月勤め続けている
- (3) 魚沼市にずっと（少なくとも5年以上）定住する意思がある

○奨励金の額

1人につき20万円（1回限り）

○募集期間

就職または開業後6か月経過した日から1年以内に申請してください。

《例》4月1日就職→10月1日から申請可能→1年後の9月30日が申請期限

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：9514】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/109514.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 就職・働く人への支援 > ふるさと定住就職奨励金

ふるさと定住促進就職者家賃補助金

市内企業に就職または市内で開業する個人を対象とした支援です。

○事業概要

U・I・J ターンにより市内事業所に新たに就職または市内で開業し、魚沼市内の民間賃貸住宅に居住する場合、家賃等に補助金を交付します。

ふるさと定住就職奨励金との重複申請はできません。

市外転勤のある事業所の場合、申請できません。

○主な要件

- (1) 市外に1年以上住んでいたことのあるU・I・J ターン者
- (2) 市内事業所で正社員として就職した、もしくは魚沼市内で開業した個人事業主で、就職又は開業の日から1年を経過していない
- (3) 市内事業所に正社員として就職または個人事業主として開業した日の前後1年以内に、自分名義で契約した市内の民間住宅に居住を開始した
- (4) 賃貸住宅に住み始めた時の年齢が50歳未満
- (5) 市税を滞納していない
- (6) 魚沼市にずっと（少なくとも5年以上）住み続ける意思がある

○対象となる住宅

自分名義で契約した市内の民間賃貸住宅

公営住宅、社宅、親族が経営する賃貸住宅などは対象外

○補助金額と期間

- (1) 実質家賃（家賃から住宅手当等を除いた額）
管理費、共益費、駐車場料金などの付帯費用は対象外
・補助率 2 分の 1 上限月額 3 万円 2 年間（24 月）を限度
- (2) 契約時の初期費用（礼金、不動産取引手数料、家賃支払保証料）
・補助率 3 分の 2 上限 12 万円

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 9588】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/109588.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 就職・働く人への支援 > ふるさと定住促進就職者家賃補助金

定住促進奨学金返還支援補助金

市内企業に就職または市内で開業する個人を対象とした支援です。

○事業概要

市内企業に常用労働者として就職または市内で開業した者に対し、就学時に借入れた奨学金の返還額の一部を助成します。

市外転勤のある事業所の場合、申請できません。

○主な要件

- (1) 大学等を卒業し、市内に住所を有する者
- (2) 30 歳未満で、かつ 5 年以上市内に定住する意思がある者
- (3) 令和 2 年 4 月以降に市内事業所等へ常用労働者として就職または市内で開業した者

○補助対象経費

- (1) 奨学金返還区分に応じた返還回数（5 年分）に達するまでの、前年度に返還した奨学金元金（繰上返還分は対象外）

例：月賦返還 60 回分 、 年賦返還 5 回分

- (2) 対象奨学金

魚沼市奨学金、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金、日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金、新潟県奨学金

○補助率等

2 分の 1、上限 12 万円（1,000 円未満の端数切捨て）

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID：9589】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/109589.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 就職・働く人への支援 > 定住促進奨学金返還支援補助金

がんばる地元のお店支援事業補助金 販売促進事業

○事業概要

市内商業者が販売力・集客力を向上させる事業を支援します。魚沼市の地域資源を活用した取り組みには補助率を優遇します。

○補助対象者

一般消費者を対象とした商品販売又はサービス提供を行う市内中小企業者
共同申請、団体申請も可
市内商工会の助言・支援等を受けて実施すること
フランチャイズ、チェーン店等は除く

○補助対象事業等

申 請 区 分	一 般 枠	販売力・集客力を向上させる事業
	魚沼応援枠	販売力・集客力を向上させる事業で、地域資源を活用した取組
補 助 対 象 経 費	研 修 費	講師等外部専門家に対する謝金、研修受講費など
	使 用 料 賃 借 料	会場使用料、機器借上料など
	広 告 宣 伝 費 1	チラシ・ポスター等の作成配布や、新聞・雑誌などへの広告料など
	備 品 購 入 費 2	機械・器具の購入及び設置に要する経費(汎用性が高く、目的外使用になり得るものを除く。)
	外 注 費 3	ウェブサイト構築費用、パッケージデザイン料など、上記に当てはまらない経費
	1～3 魚沼応援枠の場合は、市内業者に支払う経費のみ対象	
補 助 率	一般枠：3分の1 魚沼応援枠：2分の1	
上 限 額	単独申請：20万円 共同申請：40～100万円 商業者団体：100万円	

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 12727】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1012727.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 商業者支援 > がんばる地元のお店支援事業補助金

がんばる地元のお店支援事業補助金 店舗リフォーム事業

○事業概要

市内施工業者又は市内販売業者に発注し、魅力向上につながる店舗のリフォーム工事に対する補助金です。

○補助対象者

一般消費者を対象とした商品販売又はサービス提供を行う市内中小企業者
単独申請のみ
フランチャイズ、チェーン店等は除く

○補助対象事業等

補助対象事業	市内業者が行う20万円以上のリフォーム工事で以下のもの 店舗の増改築 外壁、耐震補強（耐久性を高める工事） 看板設置、内装、照明器具の入替（集客力を高める工事） バリアフリー、防耐火（安全・防災上必要な工事） 空調、冷暖房機器等の設置（快適性を向上する工事） 来店者用のトイレ、洗面台（衛生上必要な工事）
補助対象経費	工事費用。ただし、次の費用は除く。 （1）見積費、設計費、関係法令の手続費 （2）店舗と一体的な機能のない備品取得費 （3）補助対象者が自ら行う工事及び設備等の設置費
補助率等	5分の1、20万円上限

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 20968】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1020968.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 商業者支援 > がんばる地元のお店支援事業補助金

がんばる地元のお店支援事業補助金 商業基盤整備事業

○事業概要

事業グループ又は商業者団体が所有し、経常的に管理する施設の新設又は改良を支援します。

○補助対象者

一般消費者を対象とした商品販売又はサービス提供を行う市内中小企業者で、2者以上で構成された事業グループ又は商業者団体
フランチャイズ、チェーン店等は除く

○補助対象事業等

補助対象事業	以下の商業基盤施設の新設又は改良 (1) アーケード(附帯設備を含む。) (2) 街路灯 (3) カラー舗装 (4) 共同駐車場 (5) 案内看板
補助対象経費	商業基盤施設の新設又は改良費
補 助 率	4分の1
補 助 上 限	・グループの場合 参加者数に応じて 40万円～100万円 (2者40万円、3者60万円、4者80万円、5者以上100万円) ・商業者団体の場合 100万円

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 20969】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1020969.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 商業者支援 > がんばる地元のお店支援事業補助金

小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金 出店者

○事業概要

魚沼市の中心市街地において、空き店舗の利活用の促進を図ることにより、商店街の魅力と賑わいを創出し、地域の活性化を図ります。



○補助対象者（出店者）の主な要件

- ・小出地域のアーケード街に所在する空き物件を活用して、事業を行うもの
- ・飲食、小売り、サービス業など、対面によるサービス提供を主たる目的とした事業を行うもの
- ・週3日以上かつ一日当たり4時間以上（午前6時から午後6時までの間の2時間以上を含む）の営業時間を設けて事業を行うもの
- ・事業経営、企業等におけるマネジメント業務又は事業リーダー等の経験がある

○補助対象事業等

事業区分	対象者区分	補助対象経費	補助金額
店舗活用 改修支援 事業	新規出店者 (令和7年8月以降の出店)	事業を開始するために行う改修工事費等で、以下に掲げるもの (1)空き店舗の改修工事費 (2)事業の用に供する設備の導入工事費(建物に固着するものに限る。) (3)店舗に直接設置する看板等の設置工事費	補助対象経費の3分の2以内の額(上限200万円)
物件賃借 支援事業	新規出店者 (令和7年8月以降の出店)	店舗の賃借料(開店の翌月から起算して3年を経過するまでの期間分)	補助対象経費の10分の10以内の額(上限月額5万円)
	既存新興出店者 (令和4年9月以降の出店)	店舗の賃借料(令和7年8月1日以降の期間のうち、開店の翌月から起算して3年まで)	補助対象経費の2分の1以内の額(上限月額2万円)

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：33400】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1033400.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金

小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金 物件所有者

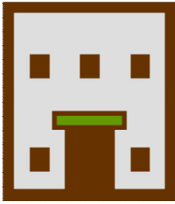
○事業概要

魚沼市の中心市街地において、空き店舗の利活用の促進を図ることにより、商店街の魅力と賑わいを創出し、地域の活性化を図ります。

○補助対象者（物件所有者）の主な要件

- ・小出地域のアーケード街に所在する物件を賃貸または売却するために必要な改修を行うもの
- ・魚沼市商工会、店舗所在地の商店街協同組合又はうおぬまポイントカード会のいずれかに加入し、市内商業者と連携して市内の商業活性化のために取り組む意思があるもの

○補助対象事業等

事業区分	対象者区分	補助対象経費	補助金額
所有物件改修 支援事業 	物件所有者	空き店舗の賃借又は売却のために必要な改修工事費等で、以下に掲げるもの (1) 空き店舗の改修工事費(住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。) (2) 住居等他の用途に供される部分と店舗部分を明確に区別するための工事費(電気、水道、ガスを分離するための工事費を含む) (3) 残置物撤去処分費	補助対象経費の2分の1以内の額(上限50万円)

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：33400】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1033400.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 企業支援 > 小出まちなか空き店舗活用促進事業補助金

創業支援資金利子補給金

○事業概要

創業に係る融資の支払利息を対象とした補助金です。

○主な要件

- (1) 創業3年以内であること
- (2) 令和5年4月1日以降に受ける融資であること
- (3) 中小事業者であること

○対 象

- ・ 日本政策金融公庫 創業支援資金
- ・ 新潟県中小企業創業等支援資金

○利子補給額・利子補給率

借入後36月以内の利子で、年利1%超部分（上限2.00%）
年利2.5%の場合1.5%分を補給します。
毎年度申請が必要です。

○融資の申込先

融資については、商工会（公庫資金）又は金融機関（県資金）にお問合せください。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：11622】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1011622.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 創業・事業承継支援 > 創業支援資金利子補給金

小規模事業者経営改善資金利子補給金

○事業概要

マル経資金（日本政策金融公庫：国民生活事業経営改善資金）の支払利息を対象とした補助金です。

○主な要件

- (1) 市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること
- (2) 市内に主たる事業所があること
- (3) 中小事業者であること

○対 象

指定期間中に支払った借入後36月以内の利子で、年利1%超部分（上限0.85%）
年利1.5%の場合0.5%分が対象となります。
申請スケジュールについては、市へお問い合わせください。

○融資の申込先

融資については、市内の各商工会にお問合せください。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：2332】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/2332.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 融資制度 > 小規模事業者経営改善資金貸付利子補給金

中小企業景気対策特別支援資金

○事業概要

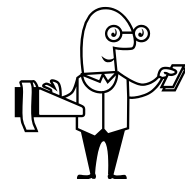
市独自の制度融資です。新潟県信用保証協会の信用保証料補給があります。

○主な要件

- (1) 市内において、1年以上継続して同一事業を営む中小企業者
- (2) 信用保証料補給を受ける場合は、市内に主たる事業所があること
(市内に住所がある個人事業者は、主たる事業所が市外の場合であっても、融資のみを受けることは可能です。)

○内 容

- ・資金用途 運転資金・設備資金 借換え可
- ・融資限度額 1,000万円
- ・融 資 利 率 信用保証付き・責任共有制度対象外 1.85%
信用保証付き・責任共有制度対象 2.05%
信用保証なし 2.35%
- ・融 資 期 間 7年以内
- ・返済方法 元金均等月賦返済
- ・信用保証料補給 全額を補給



○融資の申込先

市内の金融機関（融資を受ける金融機関）にて、お手続きしてください。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 2339】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/2339.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 融資制度 > 中小企業景気対策特別支援資金

中小企業信用保証料補給

○ 事業概要

経営安定のため、新潟県信用保証協会の信用保証料を補給します。



○ 対象者

市内中小事業者で、対象となる県融資及び信用保証協会の保証を受けており、市税が未納となっていない者

○ 対象融資及び補給率

融資種類	融資額	補給率
新潟県中小企業創業等支援資金融資要綱	3,500 万円以内	100%
新潟県セーフティネット資金融資要綱第 7 条第 2 項の表の 1 の項から 8 の項まで及び第 8 条第 3 項	5,000 万円以下	100%

融資種類	補給率
新潟県小規模企業支援資金融資要綱第 4 条第 2 号のイ	信用保証料率区分より、 10% ~ 80% 区分対象外の場合は補給なし
新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱	
新潟県商店街活性化支援資金融資要綱	
新潟県事業承継資金融資要綱	
新潟県魅力ある職場づくり応援資金融資要綱	

○ 申込先

市内の対象融資取扱金融機関においてお申し込みください。

申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページ ID : 11663】

【URL : <https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/1011663.html>】



『しごとNetうおぬま』トップページから
支援制度 > 融資制度 > 中小企業信用保証料補給

骨髄等移植ドナー助成

○ 事業概要

骨髄等の提供者（移植ドナー）を雇用する事業主及びドナーへの助成です。

○ 助成内容

骨髄等の提供者を雇用する事業主

通院・入院 1 日につき 1 万円 上限：7 万円

骨髄等の提供者

通院・入院 1 日につき 2 万円 上限：14 万円

○ お問い合わせ先

市民福祉部 健康増進課 保健係

e-mail：uc903901@city.uonuma.lg.jp

Tel：025-792-9763 Fax：025-792-9500



申請様式等のダウンロードや詳しい内容は、魚沼市ホームページにて公開中！

【ページID：2170】

【URL：<https://www.city.uonuma.lg.jp/page/2170.html>】



『健康・福祉』ページから

医療・健康 > 地域医療 > 骨髄等移植ドナーへの助成について

各種事業の最新情報は、

しごとnet うおぬま をご覧ください！

事業者や働く人への支援制度のほか、
市内企業の情報などを掲載しています。

魚沼市商工課公式サイト「しごとnet うおぬま」

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shigoto-net/>



令和 8 年度版

商工業振興・雇用促進のための各種支援事業の概要

令和 8 年 4 月発行

魚沼市

問い合わせ・申請先 産業経済部 商工課

電話 025-792-9753

E-mail shoko@city.uonuma.lg.jp

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地 魚沼市役所